

浄水場発生土の分析結果(令和2年度)

土壌汚染に係る環境基準項目^(*)

項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化センター 令和2年9月16日
カドミウム	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001
全シアン ^{(*)2}	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	不検出 ^{(*)2}
有機燐 ^{(*)2}	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	不検出 ^{(*)2}
鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.005
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.02
砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.004
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	<0.0005
アルキル水銀 ^{(*)2}	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	不検出 ^{(*)2}
PCB ^{(*)2}	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	不検出 ^{(*)2}
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.002
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001
ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	-	-	0.6
ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	0.47
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.005
試験有	砒素(農用地)	mg/kg乾	15未満	-	-	-	-	<0.5
	銅(農用地)	mg/kg乾	125未満	-	-	-	-	<0.5

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準項目^{(*)3}

項目	単位	基準値	名護浄水場 令和2年9月16日	久志浄水場 令和2年9月17日	石川浄水場 令和2年9月16日	北谷浄水場 令和2年9月16日	西原浄水場 令和2年9月16日	海水淡水化センター 令和2年9月16日
カドミウム及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	<1
六価クロム化合物	mg/kg乾	250以下	-	-	-	-	-	<1
シアン化合物	mg/kg乾	50以下	-	-	-	-	-	<1
水銀及びその化合物	mg/kg乾	15以下	-	-	-	-	-	<0.1
セレン及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	<0.5
鉛及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	16
砒素及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	72
ふっ素及びその化合物	mg/kg乾	4,000以下	-	-	-	-	-	110
ほう素及びその化合物	mg/kg乾	4,000以下	-	-	-	-	-	10
鉄	mg/kg乾	-	3,600	42,000	6,800	7,600	12,000	-
マンガン	mg/kg乾	-	660	5,100	1,000	1,800	1,000	-
アルミニウム	mg/kg乾	-	190,000	130,000	170,000	120,000	200,000	-

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準項目^{(*)4}

項目	単位	基準値	名護浄水場 令和2年9月16日	久志浄水場	石川浄水場 令和2年9月16日	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化センター 令和2年9月16日
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000以下	0.20	-	0.22	-	-	3.7

その他項目

項目	単位	基準値	名護浄水場 令和2年9月16日	久志浄水場 令和2年9月17日	石川浄水場 令和2年9月16日	北谷浄水場 令和2年9月16日	西原浄水場 令和2年9月16日	海水淡水化センター
溶出試験	鉄	mg/L	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-
	マンガン	mg/L	-	0.04	5.0	0.01	0.81	0.59
	アルミニウム	mg/L	-	0.09	0.04	0.07	0.11	0.06

PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項^{(*)5}

項目	単位	基準値	名護浄水場 令和2年9月16日	久志浄水場 令和2年9月17日	石川浄水場 令和2年9月16日	北谷浄水場 令和2年9月16日	西原浄水場 令和2年9月16日	海水淡水化センター
PFOS	mg/kg乾	3以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0150	0.0028	-

(備考)

- *1 土壌の汚染に係る環境基準について〔平成3年8月 環境庁告示第46号(最終改正 平成30年9月 環境省告示第77号)〕
- *2 不検出(検出されないこと)とは、定量下限値未満であることを示す。
シアン化合物:0.1(mg/L)、有機りん化合物:0.1(mg/L)、アルキル水銀化合物0.0005(mg/L)、ポリ塩化ビフェニル0.0005(mg/L)
- *3 土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月 環境省令第29号(最終改正 平成31年1月 環境省令第3号))
- *4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準
〔平成11年12月 環境庁告示第68号(最終改正 平成21年3月 環境省告示第11号)〕
- *5 PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

浄水場発生土の分析結果(令和元年度)

土壌汚染に係る環境基準項目^(※1)

項目	単位	基準値	名護浄水場 2019/6/25	久志浄水場 2019/7/12	石川浄水場 2019/6/25	北谷浄水場 2019/6/25	西原浄水場 2019/7/12	海水淡化センター
カドミウム	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
全シアン ^(※2)	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-
有機燐 ^(※2)	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-
鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀 ^(※2)	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-
PCB ^(※2)	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
セレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	-
ほう素	mg/L	1以下	<0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	-
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
砒素(農用地)	mg/kg乾	15未満	2	1	2	1	<1	-
銅(農用地)	mg/kg乾	125未満	<1	<1	<1	<1	<1	-

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準項目^(※3)

項目	単位	基準値	名護浄水場 2019/6/25	久志浄水場 2019/7/12	石川浄水場 2019/6/25	北谷浄水場 2019/6/25	西原浄水場 2019/7/12	海水淡化センター
カドミウム及びその化合物	mg/kg乾	150以下	<5	<5	<5	<5	<5	-
六価クロム化合物	mg/kg乾	250以下	<5	<5	<5	<5	<5	-
シアン化合物	mg/kg乾	50以下	<1	<1	<1	<1	<1	-
水銀及びその化合物	mg/kg乾	15以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
セレン及びその化合物	mg/kg乾	150以下	<5	<5	<5	<5	<5	-
鉛及びその化合物	mg/kg乾	150以下	<5	13	<5	9	<5	-
砒素及びその化合物	mg/kg乾	150以下	13	20	22	14	17	-
ふっ素及びその化合物	mg/kg乾	4,000以下	200	100	300	100	200	-
ほう素及びその化合物	mg/kg乾	4,000以下	<100	400	<100	<100	100	-
鉄	mg/kg乾	-	2,800	54,000	8,200	8,800	14,000	-
マンガン	mg/kg乾	-	740	7,000	1,600	2,000	2,000	-
アルミニウム	mg/kg乾	-	220,000	100,000	240,000	110,000	220,000	-

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準項目^(※4)

項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡化センター
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000以下	-	-	-	-	-	-

その他項目

項目	単位	基準値	名護浄水場 2019/6/25	久志浄水場 2019/7/12	石川浄水場 2019/6/25	北谷浄水場 2019/6/25	西原浄水場 2019/7/12	海水淡化センター
鉄	mg/L	-	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	-
マンガン	mg/L	-	0.03	2.4	0.41	0.24	1.2	-
アルミニウム	mg/L	-	0.06	0.03	<0.02	0.05	0.05	-

PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項^(※5)

項目	単位	基準値	名護浄水場 2019/6/25	久志浄水場 2019/7/12	石川浄水場 2019/6/25	北谷浄水場 2019/6/25	西原浄水場 2019/7/12	海水淡化センター
PFOS	mg/kg乾	3以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0021	0.0011	-

(備考)

- *1 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月 環境庁告示第46号(最終改正 平成30年9月 環境省告示第77号))
- *2 不検出(検出されないこと)とは、定量下限値未満であることを示す。
シアン化合物:0.1(mg/L)、有機りん化合物:0.1(mg/L)、アルキル水銀化合物0.0005(mg/L)、ポリ塩化ビフェニル0.0005(mg/L)
- *3 土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月 環境省令第29号(最終改正 平成31年1月 環境省令第3号))
- *4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準
(平成11年12月 環境庁告示第68号(最終改正 平成21年3月 環境省告示第11号))
- *5 PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

浄水場発生土の分析結果(平成30年度)

土壌汚染に係る環境基準項目^(※1)

項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化センター
カドミウム	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
全シアン ^(※2)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
有機磷 ^(※2)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-
砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀 ^(※2)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
PCB ^(※2)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
ふっ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	-	-	-
ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-
砒素(農用地)	mg/kg乾	15未満	-	-	-	-	-	-
銅(農用地)	mg/kg乾	125未満	-	-	-	-	-	-

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準項目^(※3)

項目	単位	基準値	名護浄水場 平成31年1月9日	久志浄水場 平成31年1月9日	石川浄水場 平成31年1月9日	北谷浄水場 平成31年1月10日	西原浄水場 平成31年1月10日	海水淡水化センター
カドミウム及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	mg/kg乾	250以下	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	mg/kg乾	50以下	-	-	-	-	-	-
水銀及びその化合物	mg/kg乾	15以下	-	-	-	-	-	-
セレン及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	-
鉛及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	-
砒素及びその化合物	mg/kg乾	150以下	-	-	-	-	-	-
ふっ素及びその化合物	mg/kg乾	4,000以下	-	-	-	-	-	-
ほう素及びその化合物	mg/kg乾	4,000以下	-	-	-	-	-	-
鉄	mg/kg乾	-	9,400	34,000	5,800	6,100	7,100	-
マンガン	mg/kg乾	-	1,200	9,500	1,900	1,300	950	-
アルミニウム	mg/kg乾	-	150,000	86,000	140,000	180,000	170,000	-

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準項目^(※4)

項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化センター
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000以下	-	1.6	-	3.3	0.29	-

その他項目

項目	単位	基準値	名護浄水場 平成31年1月9日	久志浄水場 平成31年1月9日	石川浄水場 平成31年1月9日	北谷浄水場 平成31年1月10日	西原浄水場 平成31年1月10日	海水淡水化センター
鉄	mg/L	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-
マンガン	mg/L	-	<0.05	2.4	<0.05	0.12	0.70	-
アルミニウム	mg/L	-	<0.05	0.14	0.10	0.20	0.08	-

PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項^(※5)

項目	単位	基準値	名護浄水場 平成31年1月9日	久志浄水場 平成31年1月9日	石川浄水場 平成31年1月9日	北谷浄水場 平成31年1月10日	西原浄水場 平成31年1月10日	海水淡水化センター
PFOS	mg/kg乾	3以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-

(備考)

- *1 土壌汚染に係る環境基準について(平成30年8月 環境庁告示第46号(最終改正 平成30年9月 環境庁告示第77号))
- *2 不検出(検出されないこと)とは、定量下限値未満であることを示す。
シアン化合物:0.1(mg/L)、有機リン化合物:0.1(mg/L)、アルキル水銀化合物0.0005(mg/L)、ポリ塩化ビフェニル0.0005(mg/L)
- *3 土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月 環境庁令第29号(最終改正 平成31年1月 環境庁令第3号))
- *4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年12月 環境庁告示第68号(最終改正 平成21年3月 環境庁告示第11号))
- *5 PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)